平成２６年（フ）第１２１２号
京都市北区大北山原谷乾町101－34　101号室、住民票上の住所京都市伏見区深草フケノ内町３番地の11
債務者　小牧　　強
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１８号
京都市伏見区深草町通町３番地６
債務者　ヘアーメイクドルフィンこと　花田久美子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２３号
京都市伏見区深草宝塔寺山町12番地13　ハイツ梓205
債務者　森　　雅美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４９号
京都市南区上鳥羽高畠町69番地、前住所京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地21－506
債務者　城　　光昭
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６２号
京都市西京区桂上野西町132番地
債務者　田端　繁樹
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６３号
京都市西京区桂上野西町132番地
債務者　田端　かよ
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３１号
兵庫県尼崎市西川１丁目６番５－208号
債務者　宮本眞土香
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４６号
兵庫県西宮市大井手町５番13－101号
債務者　吉野　依織
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９１号
兵庫県西宮市甲子園九番町７番20号富士家マンション12号
債務者　髙上　雅敬
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３１号
奈良市北袋町１番地、住民票上の住所奈良市大安寺３丁目10番15号
債務者　奥田　　学
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３３９号
奈良市南紀寺町４丁目129番地の１　サニークレスト奈良公園南202号
債務者　砂長谷一喜
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３４０号
奈良市南紀寺町４丁目129番地の１　サニークレスト奈良公園南202号
債務者　砂長谷美由
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３６０号
奈良市都祁白石町1304番地の16
債務者　喜多　健二
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３６１号
奈良市都祁白石町1304番地の16
債務者　喜多香代子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３３０号
愛媛県松山市久万ノ台714番地　二宮第２ビル402号
債務者　阿部　伸佳
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３４号
愛媛県松山市東野４丁目１番18号　フレグランス東野101号
債務者　牧野　美和
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４５号
福岡県久留米市荒木町藤田1612番地11
債務者　麻生　知彦
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部